

「障がい者の権利に関する条例」の制定に向けた検討体制について（案）

1 目的

障がいに対する理解をより一層促進するとともに、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図るため、「障がい者の権利に関する条例」制定に向けた検討を進める。

2 検討体制

①庁外検討組織

庁外検討組織として青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会を位置付ける。

なお、障がい当事者等の意見を踏まえるため、障がい当事者、その家族や支援者のほか、障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士等を臨時委員として選任する。

※臨時委員選任案【7名】

臨時委員	推薦依頼先
障がい当事者やその家族【4名】	青森市視覚障がい者の会 青森市ろうあ協会 青森県重症心身障害児（者）を守る会 青森市自閉症児・者を持つ親の会
障がい者の権利擁護に関する知識・経験を有する弁護士【1名】	青森県弁護士会
障がい者施設代表者【1名】	青森県社会福祉法人経営者協議会
市民【1名】	公募

②障がい者団体等との意見交換会の開催

障がいのあるかたやその家族、支援者から広く意見を聞くため、障がい者団体等との意見交換会を開催する。

③青森市障害者自立支援協議会の活用

障がいのあるかたが主体となって自らが希望する生活ができることを目指し話し合う場である青森市障害者自立支援協議会を活用し、条例に盛り込むべき内容について協議する。

④パブリックコメントの実施

広く市民から意見を聞くため、骨子案が完成した段階でパブリックコメントを実施する。

3 スケジュール

別紙のとおり

「障がい者の権利に関する条例」制定スケジュール(案)

